

## 第2号議案

屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務を那須塩原市に移譲することについて

栃木県知事から諮問されたこのことについて、次のとおり提出します。

平成26年10月17日

栃木県景観審議会会長 三橋 伸夫

屋外広告物法第28条に基づく協議を行うにあたり、下記事項について諮問します。

記

1 諮問する事項

屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務を那須塩原市に移譲することについて

2 理由

- (1) 景観行政団体である那須塩原市が、より地域の実情に合わせた景観形成に関する規制・誘導を図っていくため、独自の屋外広告物条例を定める旨、景観計画を変更したこと。
- (2) 那須塩原市が独自の屋外広告物条例を制定することにより屋外広告物の制限等を行うことについて、市から県へ申し出があったこと。
- (3) 良好な景観形成のためには住民の理解や協力が必要であり、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が独自の条例を制定することは、より良好な景観形成につながること。

平成26年10月17日

栃木県知事 福田 富一